

## 各委員からの意見を踏まえた新旧対照表（案）

No.	ページ	意見照会時点の記載内容	意見を踏まえた修正（案）の記載内容
1	第1編 総則6	2 本部班（◎防災危機管理課・総務課） 【災害予防対策】 (略) <input type="checkbox"/> 防災知識の普及啓発に関すること <input type="checkbox"/> 自主防災組織に関すること (略)	2 本部班（◎防災危機管理課・総務課） 【災害予防対策】 (略) <input type="checkbox"/> 防災知識の普及啓発に関すること <input type="checkbox"/> 災害時の人権に係る啓発に関すること <input type="checkbox"/> 自主防災組織に関すること (略)
2	第1編 総則17	19 避難班（◎生涯学習課、文化スポーツ課、自治振興課、人権女性政策課、 こども家庭相談課、生活支援課） 【災害予防対策】 (略) <input type="checkbox"/> 所管施設の防災対策に関すること <input type="checkbox"/> 班マニュアルの作成に関すること (略)	19 避難班（◎生涯学習課、文化スポーツ課、自治振興課、人権女性政策課、 こども家庭相談課、生活支援課） 【災害予防対策】 (略) <input type="checkbox"/> 所管施設の防災対策に関すること <input type="checkbox"/> 災害時の人権に係る啓発に関すること（人権女性政策課） <input type="checkbox"/> 班マニュアルの作成に関すること (略)
3	第1編 総則21	6 関西電力送配電株式会社（大阪北電力本部北摂配電営業所）	6 関西電力送配電株式会社（大阪北本部北摂配電営業所）
4	第1編 総則25	第2 事業者の基本的責務 (略) 4 地域防災活動への協力等 (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画 (2) 初期消火、救出救護活動への協力 (3) 企業が所有する物資の供与、資機材の貸与 (4) 指定避難所の運営支援（炊き出しなど） (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力	第2 事業者の基本的責務 (略) 4 地域防災活動への協力等 (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画 (2) 初期消火、救出救護活動への協力 (3) 企業が所有する物資の供与、資機材の貸与 (4) 市との防災協定（避難場所の提供等）の締結に関する協力 (5) 指定避難所の運営支援（炊き出しなど） (6) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力
5	第1編 総則26	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、 (略)	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関（とりわけ要配慮者への対応などきめ細かなニーズに対応できる団体等）と連携・協力して、 (略)
6	第2編 目次	第10節 避難行動要支援者支援体制の整備	第10節 避難行動要支援者等支援体制の整備
7	第2編 予防-6	2 受援計画の策定 (略) また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	2 受援計画の策定 (略) また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
8	第2編 予防-7	摂津市社会福祉協議会及び保健福祉課は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。	摂津市社会福祉協議会及び保健福祉課は、ボランティアによる平時の活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

## 各委員からの意見を踏まえた新旧対照表（案）

No.	ページ	意見照会時点の記載内容	意見を踏まえた修正（案）の記載内容
9	第2編 予防-10	<p>第3 災害広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>1 広報体制の整備 (略)</p> <p>② 広報文案の事前準備 ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）、気象・河川の水位等の状況 イ 出火防止・初期消火の呼びかけ ウ 要配慮者への支援の呼びかけ エ 災害応急活動の窓口及び実施状況 オ その他、必要な事項</p>	<p>第3 災害広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>1 広報体制の整備 (略)</p> <p>② 広報文案の事前準備 ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）、気象・河川の水位等の状況 イ 出火防止・初期消火の呼びかけ ウ 要配慮者への支援の呼びかけ エ 災害応急活動の窓口及び実施状況 オ 情報の正確性の確認に関する呼びかけ（流言飛語対策） カ その他、必要な事項</p>
10	第2編 予防-26	<p>4 避難所の運営管理体制の整備 (略)</p> <p>② 防災危機管理課は、自主防災組織、防災センター、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会、PTA、学校、指定管理者、当該避難所を担当する緊急防災推進員など、多様な関係者と共同で施設個別の避難所運営マニュアルを作成する。</p>	<p>4 避難所の運営管理体制の整備 (略)</p> <p>② 防災危機管理課は、自主防災組織、防災センター、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会、PTA、学校、指定管理者、当該避難所を担当する緊急防災推進員など、多様な関係者と共同で施設個別の避難所運営マニュアルを作成する。その際、男女共同参画の視点やインクルーシブ防災の理念に十分、配慮するものとする。</p>
11	第2編 予防-28	<p>第5 避難誘導体制等の整備 1 市 (略)</p> <p>(3) 避難誘導体制の整備 ② 防災危機管理課は、自主防災組織、自治会、町会、防災センターに地震時の避難所への避難誘導に係る協力を要請しておく。</p>	<p>第5 避難誘導体制等の整備 1 市 (略)</p> <p>(3) 避難誘導体制の整備 ② 防災危機管理課は、自主防災組織、自治会、町会、防災センターに災害時の避難所等への避難誘導に係る協力を要請しておく。</p>
12	第2編 予防-41	<p>第10節 避難行動要支援者支援体制の整備 市及び防災関係機関は、地域で避難行動要支援者の支援に携わる関係団体、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害時の情報提供や避難誘導等、様々な場面において、避難行動要支援者に配慮した対策を行うための体制の整備に努める。</p>	<p>第10節 避難行動要支援者等支援体制の整備 市及び防災関係機関は、地域で避難行動要支援者等の支援に携わる関係団体、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害時の情報提供や避難誘導等、様々な場面において、避難行動要支援者等に配慮した対策を行うための体制の整備に努める。</p>
13	第2編 予防-44	<p>第4 外国人に対する支援体制の整備 1 関係機関との連携 府は、外務省をはじめとする国の関係機関、市、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共に「災害時多言語支援センター」を設置する。 なお、総務省は、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</p>	<p>第4 外国人に対する支援体制の整備 1 関係機関との連携 府は、外務省をはじめとする国の関係機関、市、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共に「災害時多言語支援センター」を設置する。 市は、府への要請方法の確認を行うなど、「災害時多言語支援センター」との連携強化を図る。 なお、総務省は、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</p>
14	第2編 予防-45	<p>第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 (略)</p> <p>3 事業所等内に滞在するために必要な物資の確保 (略)</p>	<p>第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 (略)</p> <p>3 事業所等内に滞在するために必要な物資の確保（その際、女性や障害者等のニーズに配慮する。） (略)</p>

各委員からの意見を踏まえた新旧対照表（案）

No.	ページ	意見照会時点の記載内容	意見を踏まえた修正（案）の記載内容
15	第2編 予防-46	第2章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 (略) これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるほか、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	第2章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 (略) これらの実施にあたっては、避難行動要支援者等の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるほか、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
16	第2編 予防-46	第1 防災知識の普及啓発等 (略) 特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力が得られるよう取り組む。	第1 防災知識の普及啓発等 (略) 特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識や、「災害時においても人権を尊重する」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力が得られるよう取り組む。
17	第2編 予防-47	1 普及啓発の内容 防災危機管理課は、平常時から次の事項について普及啓発を図る。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動	1 普及啓発の内容 防災危機管理課は、平常時から次の事項について普及啓発を図る。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動 (27) 災害時の人権、災害時要配慮者への支援
18	第2編 予防-47	2 普及啓発の方法 (略) (3) 活動等を通じた啓発 防災危機管理課は、出前講座の実施、自主防災訓練での啓発ブースの出展、自主防災組織や防災センターと連携した各種取組のワークショップ等を通じて啓発を実施する。	2 普及啓発の方法 (略) (3) 活動等を通じた啓発 防災危機管理課は、出前講座の実施、関係課・機関等と連携した講座・研修の実施、自主防災訓練での啓発ブースの出展、自主防災組織や防災センターと連携した各種取組のワークショップ等を通じて啓発を実施する。
19	第2編 予防-48	第2 防災教育等 1 学校園における防災教育 (略) (1) 教育の内容 ① 気象、地形、地震、津波についての正しい知識 ② 防災情報の正しい知識 ③ 気象予警報や避難情報等の意味 ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法 ⑤ 災害等についての知識 (略)	第2 防災教育等 1 学校園における防災教育 (略) (1) 教育の内容 ① 気象、地形、地震、津波についての正しい知識 ② 防災情報の正しい知識 ③ 気象予警報や避難情報等の意味 ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法 ⑤ 災害等についての知識（災害時の人権、災害時要配慮者への支援等） (略)
20	第2編 予防-49 ～ 予防-50	第2 自主防災組織の充実 1 活動内容 (1) 平常時の活動 ① 防災に対する心構えの普及啓発 ② 災害発生への備え（地域の要配慮者の把握、避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等） ③ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等） ④ 復旧・復興に関する知識の習得 ⑤ その他、自主防災体制の強化に向け、必要な活動 (2) 災害時の活動 (略) ⑥ その他、実施可能な災害応急対策	第2 自主防災組織の充実 1 活動内容 (1) 平常時の活動 ① 防災に関する知識及び技能の習得及び普及啓発（市等が開催する研修・講座の受講等） ② 防災に対する心構えの普及啓発 ③ 災害発生への備え（地域の要配慮者の把握、避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等） ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等） ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得 ⑥ その他、自主防災体制の強化に向け、必要な活動 (2) 災害時の活動 (略) ⑥ その他、災害時要配慮への支援など実施可能な災害応急対策

各委員からの意見を踏まえた新旧対照表（案）

No.	ページ	意見照会時点の記載内容	意見を踏まえた修正（案）の記載内容
21	第2編 予防-50 ～ 予防-51	<p>第3 防災サポーターの充実</p> <p>1 活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>① 防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること</p> <p>② 防災意識の啓発を図るために活動に関すること。</p> <p>③ その他、災害予防及び災害防止に関すること。</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援等）</p> <p>② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）</p> <p>③ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達等）</p> <p>④ 市等と連携した指定避難所の運営</p> <p>⑤ その他、実施可能な災害応急対策</p>	<p>第3 防災サポーターの充実</p> <p>1 活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>① 防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること。<u>（市等が開催する研修・講座の受講等）</u></p> <p>② 防災意識の啓発を図るために活動に関すること。</p> <p>③ その他、災害予防及び災害防止に関すること。</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援等）</p> <p>② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）</p> <p>③ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達等）</p> <p>④ 市等と連携した指定避難所の運営</p> <p>⑤ その他、災害時要配慮への支援など実施可能な災害応急対策</p>
22	第3編 地震-68 第4編 風水-80	5 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支社）等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	5 電気通信（NTT西日本株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
23	第3編 地震-95	<p>第7 動物保護等の実施</p> <p>市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする</p>	<p>第7 動物保護等の実施</p> <p>市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</p>
24	付編 付編-6	<p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</p>	<p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</p>
25	第4編 風水-20	<p>(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路（気象業務法第15条/府水防計画）</p> <p>① 大阪管区気象台は、府危機管理室、消防庁、警察庁、日本放送協会、西日本電信電話株式会社、報道機関、鉄道機関等の関係機関に伝達する。</p>	<p>(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路（気象業務法第15条/府水防計画）</p> <p>① 大阪管区気象台は、府危機管理室、消防庁、警察庁、日本放送協会、NTT西日本株式会社（関西支店）、報道機関、鉄道機関等の関係機関に伝達する。</p>
26	第4編 風水-53	<p>2 実施者</p> <p>(1) 緊急安全確保、避難指示</p> <p>① 市長は、市民等の生命又は身体を水害から保護するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって市民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める市民等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。</p>	記載内容は変更なく、改行のぞれを修正しています。